

(別紙)

B日程特別措置について

1 対象者

令和2年度高知県公立高等学校入学者選抜のB日程又は成人特別選抜に出願している志願者のうち、当日の急な発病や事故等により、別室受検、保健室受検等をもってしても受検できない志願者。

2 申請手続

志願者が1の内容に該当するため、B日程又は成人特別選抜を受検できない場合は、次の手続により特別措置を申請すること。

(1) 当該志願者の保護者は、在籍する(又は出身の)中学校に電話連絡し、特別措置を希望する旨とその理由を申し出る。ただし、成人特別選抜の志願者は、志願者本人が志願先高等学校に直接申し出る。

(2) 保護者は、身体状況等報告書(様式追1)を作成し、3月23日(月)午後5時までに、中学校長を通じて志願先高等学校に提出する。ただし、成人特別選抜の志願者は、志願者本人が身体状況等報告書を作成、押印のうえ、志願先高等学校に直接提出する。

なお、今回の特別措置においては、医師の診断書等の「理由を証明する公的書類」の添付は必要ないものとする。

(3) 特別措置の実施の可否については、県教育委員会(高知商業高等学校については高知市教育委員会)から、在籍する(又は出身の)中学校を通じて、志願者及び保護者に連絡する。ただし、成人特別選抜の志願者については、県教育委員会(高知商業高等学校については高知市教育委員会)から直接志願者に連絡する。

3 特別措置

(1) 検査日時

令和2年3月25日(水)から3月30日(月)の間で各高等学校が指定する日時

(2) 検査内容

学力検査、作文、面接等のうち各高等学校が指定する検査を実施する。

(3) 合格発表

令和2年3月30日(月)までの各高等学校が定める日時に、各高等学校において合格者の受検番号を掲示する。

4 その他

(1) B日程特別措置対象者のC日程出願について

B日程特別措置の対象となった者は、C日程に出願することができる。C日程への出願を希望する者は、「特別措置受検承認証」の正本をC日程願書に添付して出願すること。

ただし、B日程特別措置において合格者となった者は、C日程の合格者とはならない。

(2) その他

特別措置の実施に必要なその他の事項は、各高等学校が定める。

※ 新型コロナウイルス感染症等により、この特別措置の実施期間に検査を実施できない場合は、その旨を証明する書類等を作成して提出すること。この場合の特別措置については、県教育委員会(高知商業高等学校については高知市教育委員会)及び志願先高等学校が別途協議するものとする。